

令和3年6月16日(水) 場所 委員会室

○出席委員

| | | | |
|------|-------|----|-------|
| 委員長 | 香西 貴弘 | 委員 | 藤田 貴裕 |
| 副委員長 | 柏木 洋志 | 〃 | 石塚 陽一 |
| 委員 | 青木 健 | 〃 | 小川 宏美 |
| 〃 | 関口 博 | | |

○委員外議員

| | |
|----|-------|
| 議員 | 上村 和子 |
|----|-------|

○委員外出席者

| | |
|-----|-------|
| 陳情者 | 小野 公秀 |
|-----|-------|

○出席説明員

| | | | |
|-------------------|-------|-----------------|-------|
| 市長 | 永見 理夫 | 子育て支援課長 | 前田 佳美 |
| 副市長 | 竹内 光博 | | |
| 教育長 | 雨宮 和人 | 生活環境部長 | 黒澤 重徳 |
| | | (兼) 防災安全担当部長 | |
| 政策経営部長 | 宮崎 宏一 | (兼) 健康福祉部参事 | |
| 秘書広報担当課長 | 加藤 志穂 | まちの振興課長 | 三澤 英和 |
| 政策経営課長 | 簗島 紀章 | (兼) 都市整備部特命担当課長 | |
| 行政改革担当課長 | 山本 俊彰 | 環境政策課長 | 鈴木 孝 |
| (兼) 行政管理部情報政策担当課長 | | ごみ減量課長 | 清水 紀明 |
| 課税課長 | 波多野敏一 | | |
| | | 都市整備部長 | 門倉 俊明 |
| 行政管理部長 | 藤崎 秀明 | 工事担当課長 | 中村 徹 |
| 防災安全課長 | 松平 忠彦 | 南部地域まちづくり課長 | 立川 浩平 |
| | | | |
| 健康福祉部長 | 大川 潤一 | 教育次長 | 橋本 祐幸 |
| 地域包括ケア推進担当課長 | 加藤 尚子 | 指導担当課長 | 川畑 淳子 |
| 健康づくり担当課長 | 橋本 和美 | 生涯学習課長 | 井田 隆太 |
| (兼) 新型コロナウイルス | | | |
| ワクチン接種対策調整担当課長 | | | |

○議会事務局職員

| | |
|---------|-------|
| 議会事務局長 | 内藤 哲也 |
| 議会事務局次長 | 古沢 一憲 |

◇

○会議に付した事件等

1. 議 題

- (1) 陳情第6号 水道水源井戸の有機フッ素化合物汚染の原因究明と汚染除去を求める陳情
- (2) 第45号議案 令和3年度国立市一般会計補正予算（第2号）案
（歳入のうち所管する部分、商工費）
- (3) 第46号議案 国立市の町区域の新設について

2. 報告事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について

審 査 結 果 一 覧 表

| 番 号 | 件 名 | 審 査 結 果 |
|-------------|---|------------------------|
| 陳 情 第 6 号 | 水道水源井戸の有機フッ素化合物汚染の原因究明と汚染除去を求める陳情 | 3 . 6 . 1 6 採 択 |
| 第 4 5 号 議 案 | 令和3年度国立市一般会計補正予算（第2号）案 （歳入のうち所管する部分、商工費） | 3 . 6 . 1 6 原 案 否 決 |
| 第 4 6 号 議 案 | 国立市の町区域の新設について | 3 . 6 . 1 6 原 案 可 決 |

○【香西貴弘委員長】 おはようございます。

本日は雨の中、また皆様御参集を頂きましてありがとうございます。また、昨日は遅くまで行政の皆様、本当に御対応お疲れさまでございます。また、本日よろしくお願いを致します。

さて、定足数に達しておりますので、ただいまから建設環境委員会を開きます。

議題に入ります前に、去る4月1日付及び6月1日付の人事異動に伴い、出席説明員に異動がありましたので、御紹介をお願いしたいと思います。

最初に、市長部局についてお願いを致します。行政管理部長。

○【藤崎行政管理部長】 おはようございます。貴重なお時間を頂きまして、ありがとうございます。令和3年4月1日付の人事発令によりまして、出席説明員に変更がございましたので、まず、市長部局の出席説明員について紹介をさせていただきます。

最初に、政策経営部でございます。秘書広報担当課長、加藤志穂でございます。行政改革担当課長、山本俊彰でございます。課税課長、波多野敏一でございます。

次に、行政管理部でございます。政策経営部行政改革担当課長と兼任となりますが、情報政策担当課長、山本俊彰でございます。防災安全課長、松平忠彦でございます。

次に、健康福祉部でございます。地域包括ケア推進担当課長、加藤尚子でございます。

次に、子ども家庭部でございます。子育て支援課長、前田佳美でございます。

次に、生活環境部でございます。環境政策課長、鈴木孝でございます。ごみ減量課長、清水紀明でございます。

次に、都市整備部でございます。工事担当課長、中村徹でございます。以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○【香西貴弘委員長】 続いて、教育委員会について御紹介をお願いいたします。教育次長。

○【橋本教育次長】 続きまして、令和3年4月1日付及び6月1日付人事発令により、教育委員会の出席説明員に変更がございましたので、御紹介させていただきます。

指導担当課長、川畑淳子でございます。生涯学習課長、井田隆太でございます。以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○【香西貴弘委員長】 以上で説明員の紹介を終わります。

次の議題に関係しない説明員の方は、ここで退室していただいて結構でございます。

それでは、議題に入ります。



議題(1) 陳情第6号 水道水源井戸の有機フッ素化合物汚染の原因究明と汚染除去を求める陳情

○【香西貴弘委員長】 陳情第6号水道水源井戸の有機フッ素化合物汚染の原因究明と汚染除去を求める陳情を議題と致します。

陳情者から趣旨説明をしたいとの申出がありますが、これを受けることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○【香西貴弘委員長】 それでは、陳情者より趣旨説明をお願いします。なお、趣旨説明は簡潔にお願いを致します。

○【小野公秀陳情者】 皆さん、おはようございます。また、今回も貴重なお時間、陳情の許可を頂きまして誠にありがとうございます。国立在住の小野と申します。よろしくお願いをいたします。

今、御説明がありました、水道水源井戸の有機フッ素化合物汚染の原因究明と汚染除去を求める陳情ということで、趣旨説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、趣旨ですが、2020年の1月6日に、横田基地の近くの井戸から1,340ナノグラム・パー・リットルもの有機フッ素化合物、PFOSというものとPFOAというものが検出されたと報道がありました。1月1日には、東京・多摩の水道で高濃度の有機フッ素化合物が検出され、2019年6月より東京都が水源の井戸からくみ上げを止めていたことが報道されました。この記事の中に、国立中浄水所も対象とありましたので、これはちゃんと確認しないといけないということで、過去の調査結果を調べてみたところ、2018年には275ナノグラム・パー・リットル、2019年度には180ナノグラム・パー・リットルという高濃度のPFOSとPFOAが検出されていたということが分かりました。

もともと2015年の東京都の環境科学研究所というところで、もう既に調査がされているということが分かって、河川とか地下水よりも土壌の残留がはつきりするのに時間差があって、規制されても長く監視すべきだということがよく分かりましたというところがございます。これらをもう少し調べてみますと、PFOSは2009年の国連の残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書Bというところで、制限ということで追加されておりました。長らく国内での規制はなかったんですけども、PFOAが2019年度に附属書Aの廃絶ということで追加されて、2020年4月によりやくPFOSとPFOAが水質管理目標設定項目として位置づけられて、暫定目標値が50ナノグラム・パー・リットルというのが設定されたということが私にも理解できました。

もともと有機フッ素化合物というのは、皆さん生活になくってはならないものなんですけども、熱にも油にも水にも強く、泡消火剤やフライパンの表面加工、撥水剤など幅広く使用されておりますけれども、環境残留性が高いということで、血液中に蓄積する、臓器や胎児に危険を及ぼす、がんの原因になるという可能性が指摘されております。特にPFOAは米国では集団訴訟が起こってまして、その賠償金でメディカルモニタリングが行われています。C8科学調査会というところでずっと継続して調査が行われてきましたが、妊娠高血圧症、精巣がん、肝細胞がん、甲状腺疾患、潰瘍性大腸炎、高コレステロールとの関連性というのはちゃんと確認されたという報告が上っています。また、PFOSとPFOAの規制に伴って、代替の有機フッ素化合物、PFOS、PFOAというのは、炭素が8つにフッ素がついた化合物になっていますけれども、その代替としては炭素ということで、炭素が少ないものと、ここにあるPFNAというのは、炭素が9個のもので代替のものが使用されるようになっていきます。これはまだ、健康被害というところでは詳しく明確になっていないんですけども、これらも健康に影響を与える可能性は指摘されているという状況でございます。

日本では、テフロン製造工場や半導体工場、それから軍事基地などに使う泡消火剤が原因とされると言われておりますけども、十分な調査ができていないとの認識になっています。これらを放置してしまうと、過去に水俣病とかイタイイタイ病など、明らかに因果関係が疑われていたものが明確になるまですごく時間がかかっているということ踏まえて、早くちゃんとモニタリングをすべきなんじゃないかと思っております。このままよく見ていかないと、被害が広まってからでは今後の状況を見ると、憲法25条の生存権を脅かすような物質なのではないかと思っております。

地下水、井戸水というのは貴重な水資源であり、住民の生命に直結すると思います。まさに我々の生活する地区で、こういう事態が起こっているということで、市民に継続的に安全な水を供給するためには汚染の原因を究明し、汚染除去方法を確立し、汚染拡散防止を図っていくことが必要だということで、今回、陳情させていただくことにしました。

そして、陳情事項としましては、国と東京都に対しまして、以下3つの点を国立市議会より意見書を提出していただきたいということで陳情させていただきます。

1点目が有機フッ素化合物の汚染原因を究明し、情報を開示して、汚染原因を解消するということ、2点目がPFOA、PFOSの除去方法を確立し、暫定目標値を超過した場合には速やかに除去を行うということ、それから3点目が代替有機フッ素化合物、PFHxS、PFNA、それからGenXというところも調査項目に追加し、現在の知見による適切と思われる暫定目標値を定め、継続調査を行うことということをお願いしたいと思っております。

陳情の趣旨説明は以上になります。ありがとうございました。

○【香西貴弘委員長】 説明が終わりました。陳情者に対して質疑を承ります。石塚委員。

○【石塚陽一委員】 陳情の御提出ありがとうございます。では、陳情者の方に3点、お尋ねしたいと思います。

今回の陳情では、有機フッ素化合物汚染の原因究明を求める陳情ということで、水は人が生きていく上で絶対に必要不可欠な大切なものであり、今回の陳情に提起されたことは重大な意味を持つと思います。そこで1つ目は、陳情を今回提出された理由はなぜですかということで、陳情書をお読みする範囲では、もっと早く提起されて対応策を講ずるべきだったのではないのかと考えますが、いかがでしょうか。

○【小野公秀陳情者】 なかなか問題だとは思っていたんですけども、原因調査というか、ちゃんと皆様に納得いくような御説明をするのに勉強が必要だなということで、なかなか自分の中で、これは本当に危ないというところの確証とかそういうところの調査が時間かかりましたということで、もっと早く出していれば、もう少し具体的じゃない陳情になったかなということで、本当は前回とかのところでも検討はしていたんですけども、もっとちゃんと深くいろいろ調べて、納得いただけるような陳情にしたいということで、今回、提出させていただいたところになっております。

○【石塚陽一委員】 どうもありがとうございます。非常によくお調べになられているというところの中で、陳情書にもあるように、2020年に横田近くの井戸水から検出された。また、私どもは国立市においても、横田の事例が発生する前の2019年にも検出されたということが指摘され、書かれております。そのいきさつは当然、御存じだと思うんですけども、何かその間に御自分なりに働きかけとか施策を講じられたことはあるのでしょうか。

○【小野公秀陳情者】 具体的に自分がどう動いたということでございましょうか。（「今回の陳情が初めてということ」と呼ぶ者あり）そうですね。

○【石塚陽一委員】 どうもありがとうございます。

では、最後になりますけど、今回の陳情の中で3項目の要望が出ておりますけども、私が考えるに、どれをとっても非常に大切な事柄であって、国と東京都に意見書として出してほしいという気持ちは十分分かります。私ども市に出す陳情以外に、陳情者自身が今、前にもお尋ねしましたがけども、こういうことを特に調べてほしいという何か要望は付け加えるものはあるのでしょうか。

○【小野公秀陳情者】 今、PFOAとPFOSに関しては、ストックホルムの条約で明確になったので、定期的にモニタリングはされていると思うんですけども、そのほかのやつが、代替のやつは一応メーカーさんが言うには、鎖が短いので大丈夫だという話なんですけれども、徐々に調査によっては健康被害の懸念があるということで、モニタリングする項目を広げていただいて、定期的に見て本当に被害が出たりしたときに、ただ、素早く対応ができるように、ちゃんと項目を増やして定期的

にモニタリングをして情報公開していただくというのをちゃんときっちりやっていただきたいというのが、特に3番目の趣旨でございます。

○【石塚陽一委員】 どうもありがとうございました。私もこれは陳情を出していただいてからいろいろと調べてみましたら、我々が日々生活する過程の中で身近なところのものというか、器具というか、物品というか、そういったものの扱いというか、処理の仕方によってはこういう害を起こすということに気がついたわけです。ですから、そういった意味では、今回の陳情は非常に重く受け止めていきたいと思えます。ありがとうございます。

○【柏木洋志委員】 まずは陳情ありがとうございます。

そうしましたら、私からは、まず、1つ伺いたいと思っているところは、除去というところなんです。除去について、今のところ市とかでやっているのは浄水所のところで、水道を使う、市民の方に届く——蛇口から出るという話ですよね、というところに対しては、基準値以下まで取りあえず抑えることができているという答弁が、この間の一般質問とかでもあったんです。

それで、もう1つ考えるのは原因の除去のほうなのかと思ったりするんです。例えば、この間、問題になっている軍事基地の泡消火剤の話であるとかというところの調査であるとか、もしくは、もしPFOS、PFOAの関係、そのほかもあると思いますが、あればそれを代替品に交換するとかというようなことでよろしいでしょうかということ、一応確認をと思えます。

○【小野公秀陳情者】 まず、泡消火剤に関してはPFOS、PFOAを使わないようにという達しは出ていると思えます。ただ、それがちゃんとなくなりましたとかというところの答弁が、確認とかがちゃんとできていないというところが、まずあると思えます。あとは、基地とか空港の使用に関して、使用はしようがないと思うんです、火災は一大事だと思うので。ただ、その後、どのように処理をすべきか、どういう基準であれば処理をした水を流していいのかというところは決まっていなんじゃないかと思っていますので、そういうところも含めて、おっしゃられるとおりに、出るところをいかにモニタリングするかと。それが多分今のレベルでは明確になっているとは言いましても、ほかのPFOA、PFOS以外に関しては規制がないというのが現状だと思えますので、それは今まで得られている知見を基に、暫定値をやってこういう処理をしましょうというところからまず始めて、本当に健康被害が出るようであれば、ちゃんと法制化するという流れが適切なんじゃないかと思っております。

○【柏木洋志委員】 ありがとうございます。そうしたら、もう一点だけ、3番のところや、1番も少しかぶってくるのかとは思いますが、代替有機フッ素化合物のところ、現在の知見によるとはあると思うんですが、言ってしまうと、もう少し詳しい研究をして、本当に健康に影響があるのかないのかとか、そういう研究も併せて進めてほしいということで考えてよろしいでしょうか。一応確認をと思えます。

○【小野公秀陳情者】 今、柏木委員がおっしゃっていただいたとおりに思えます。継続して、そういう健康被害の研究も続けていただきながら、いかに暫定基準を設けて監視を強めていくかというところだと思います。表層水だけでは、流れちゃったら終わりみたいなところで終わってしまうと、フォーエバーケミカルと言われているだけあって分解に時間がかかるし、人の体の中に蓄積されたら出すまでにすごく時間がかかるというのは明確になっているわけですから、その中で、そういうちゃんとした知見と、あとはモニタリングと併せて、健康被害が広がらないようにということを考えていただきたいと思っております。

○【小川宏美委員】 今日には陳情の御提出ありがとうございます。

この問題は去年の正月以降、新聞に出て、さらに国立市の値が非常に多摩の地域でトップとして出てしまったことで、かなりな話題になってきていると思います。今、ここに書いてある国連の残留性有機汚染物質ということで、中の地域にお住まいの小野さんが、中浄水所のことも含めてここに書いてくださっているんですけども、今日はお一人での陳情提出ですけども、市内でこの問題を心配するお声など、どのように受け止めて周りの方と話したりするような機会はかなりあるのでしょうか。その辺のところを教えてください。

○【小野公秀陳情者】 あまり皆さん、実は認識されている方と認識されていない方との差が大きいかなとは思ってしまっていて、分かっている方とはこれはよくないよねという話をしますが、人によっては薄められていれば大丈夫なんじゃないのとおっしゃられる方もいました。特に私の場合、あまり時間がないので署名を集めようとかなかなかできないんですけども、問題意識の高い方はいらっしゃって、その方たちとはどうかしないかねというところはお話をさせていただいています。

特に50ナノというのは水源の値で、飲料水としてはもっと厳しくあるべきなのかなというのは個人的には思っています、アメリカでは個別に飲料水に近いところの規制はもう少し厳しい値も散見されるようですし、PFPAなども基準値を設けて見ているところもあるということなので、飲み水はさらに、飲料水はさらに強化して見ていただきたいというところでございます。

○【香西貴弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、陳情者に対する質疑を打ち切ります。

それでは、当局に対して質疑を承ります。石塚委員。

○【石塚陽一委員】 当局の方に何点かお尋ねさせていただきます。

この陳情第6号は人命にも関わる事柄として陳情が出されていますが、そのことをどのように理解しておりますか、まず表題として。

○【鈴木環境政策課長】 お答えさせていただきます。健康に関するリスクのところについての御質疑かと思えます。

PFOS、PFOAの暴露と、現状、人間の健康リスクの関係につきましては、世界的に言いましても、データも限られているところから欧州食品安全機関、米国環境保護庁など、世界各国の調査研究機関でも、因果関係については評価が定まっていないところと認識しております。

ただ、一方で、ラットなどを使いました動物実験で、PFOS、PFOAをはじめとしたPFASの化学物質の暴露が健康に影響する毒性評価について算出しておりまして、人間における耐容1日摂取量を算出して、各国でガイドライン値、いわゆる目標値が設定されておるところでございます。日本国内におきましては、各国のガイドライン値で最も低い値を採用しております米国に準拠いたしまして、国内水道水における水質管理目標項目として、PFOS、PFOA合算しての50ナノグラム・パー・リットルの暫定目標値が設定されておるところでございます。

このことからしまして、現状の暫定目標値を下回る水道水を使用している中では、健康被害は考えづらいということかと認識はしております。以上でございます。

○【石塚陽一委員】 ありがとうございます。そうですね。おっしゃるとおりだと思います。

それで、次の質疑です。有機フッ素化合物の怖さと併せながら、なぜ浄水所から検出された検証がされていないのかということの中で、PFOS、あるいはPFOAとはどういうものかということ、一

部製造側で規制されたり、使用が禁じられているということがいろいろな書物等にも出ておりますけれども、その実態を把握されて、どんな注意が必要だとお考えですか。

○【鈴木環境政策課長】 陳情者さんのほうからの御説明もございましたが、有機フッ素化合物というものは、いわゆる炭素とフッ素の結合を持った有機化合物の総称になります。

お話があったとおり、PFOS、PFOAは炭素の数が8つで、フッ素と炭素が結びつくことが非常に強力だということで、物質としての安定性を評価されて様々な物質に使われてきたという経緯がございます。ほかの物質にはない水や油をはじく、熱に強いですとか、そういった薬品に強いという特性からハンバーガーなどの包装紙ですとか、水や汚れをはじく衣類や靴、撥水剤、塗料等々に使われてきたという経緯がございます。こういった使われ方からいろいろなところで使われているというところがあって、原因の特定というのはなかなか難しいところがあるというように、都環境局等々と意見交換する中で認識しておるところでございます。以上です。

○【石塚陽一委員】 ありがとうございます。そうしますと、今、市のほうでつかんでいる検証の結果、数値も先ほどお聞きいたしましたけども、それでも今、先ほど言った数値が許容されるのかどうかという形の中で、絶対に危険なのかを追求して、市としての具体的な水道水、また、あるいは市内に4か所ある井戸水、それに対する制約というか規制はどのようにされているのでしょうか。

○【鈴木環境政策課長】 陳情の中で参照いただきました数値のところ、中浄水所も対象であったため、過去の調査結果というところの引用を頂いているところかと思えます。

2018年の275ナノグラム・パー・リットル、2019年182ナノグラム・パー・リットル、この数字は、いずれも国立東水源井戸からの原水、井戸水の直の数値になっておるところでございます。2018年、19年におきまして、中浄水所全体として供給している水の値というところは、2018年度中において31から38、2019年度中におきましては、一番小さいところで11、最大で28ナノグラム・パー・リットルだと認識しておるところでございます。というところから考えまして、現状、中浄水所からの供給水につきましては、目標基準を下回る数値でございますので、健康被害というところまでは考えづらいのかというところがございます。

あわせて、市としましては、国や東京都で、東京都市長会の環境部会の要望としまして、PFOS、PFOAの調査地点数の拡大により、地下水の実態調査をより細かく実施し、調査結果の共有と汚染実態の原因究明及び対策を講じるように、東京都のほうへ要望しておるところでございますので、こういった東京都が実施していく、PFOS、PFOA関連の調査結果を注視しつつ、安全な水道水の供給に向けて、意見交換、情報交換していきたいと考えておるところでございます。以上です。

○【石塚陽一委員】 御丁寧にいろいろありがとうございます。

もうこれを最後にしますけども、今、私がお尋ねした中で、市内にある4か所の検査を受けている井戸水、それは今、飲用には使われていないということによろしいわけですか。

○【鈴木環境政策課長】 水道水ではない、保健所に届出のある飲用の井戸水に関しましては、さきの一般質問のほうでも若干触れさせていただいたところではございますが、施設管理者の判断に委ねられるというところがございます。保健所のほうでは、6年に1周するぐらいの形で多摩地域の飲用井戸の調査を行っているところがございます。参照値、目標値を超える井戸水を使っている施設管理者さんに対しましては、水道水の使用推奨等々の意見はさせていただいているところのようではございますが、最終的な判断は施設管理者さんの御判断になるというところがございます。以上でございます。

○【石塚陽一委員】 どうもありがとうございました。

あとは討論のほうでさせていただきます。どうもありがとうございます。

○【柏木洋志委員】 そうしましたら、私からはまず1点、その原因というところです。さきに私たちの会派の高原議員のほうが一般質問でやったこともかぶるのかとは思いますが、1つまず伺いたいのは、この間、原因の1つではありますけれども、泡消火剤のところ、まだPFOSであるとかが検出されたというニュースもありました。そこら辺の関係、他会派の議員ともかぶるかもしれないんですが、この近くにも基地であるとか研究所であるとかというところがあります。国立市として、要するに使われているか、使われていないかも含めてということであるんですけども、そこら辺を具体的につかんでいく必要があるのかと考えますが、そこら辺の把握状況はどうなっているのか、もう一度伺いたいと思います。

○【鈴木環境政策課長】 各施設における泡消火剤等々をはじめとした消火剤の中におけるPFOSやPFOAの含有量の確認というところのお話かと思うんですけども、東立川駐屯地におきましては、先般の御質疑を受けまして、当該部局のほうに確認して現状はないという回答を頂いております。

一方で、これ以外の施設における消火剤中のPFOS、PFOAの含有量の確認というところにつきましては、なかなか市当局のほうでは難しい案件かなとは認識しております。以上でございます。

○【柏木洋志委員】 東立川の駐屯地のところにはないと。ほかについては、市単独では難しいというところだと思います。

そこで、1つあるのは、市単独では難しいということではあります。そこで、国や都にもそこと協力してとなるのか、また、そこに聞いてとなるのか分かりませんが、そこで連携を取って、状況把握したほうがよいのではないかと思います。その辺りはどう考えるのでしょうか。

○【鈴木環境政策課長】 現状、認識しているところにおきましては、消防庁さんのほうにおきましては、令和4年度末までの更新計画を策定するように、各都道府県に令和2年6月に通知しております。以上でございます。それぞれそういった泡消火剤なり消火設備を監督する監督庁のほうで、PFOS、PFOAの更新に向けた取組推進というのは図られていくところかと認識しております。

○【柏木洋志委員】 監督庁のところでやる、具体的に代替していくかどうか、また、そもそも代替の必要性があるかどうかという話も、要するに使っているかどうか把握、また対応していくということですね。分かりました。

そこに関して、監督庁がやるということではあるんですが、随時とは言いませんけれども、その情報といいますか、今どんな状況なのか、使われていないのかも含めてですけど、という話というのは下りてくるんですか。これは疑問なんです。

○【鈴木環境政策課長】 今、御質疑あったような各部局の対応状況について、直接的に市のほうに下りてはこない形になるかと認識しております。今の御質疑に関しましては以上になります。

○【小川宏美委員】 よろしくお願いたします。予特とか決特でも資料なども出していただけてまいりましたし、このことに行政におかれましては注目して、検査などもしているのだと思いますけれども、これまでの国立市の水源の井戸からのくみ上げの調査などで、高濃度のPFOS、PFOAが、一番高い値ではどのぐらいが出ていたのでしょうか、伺います。

○【鈴木環境政策課長】 手元の数字のところを参照してのお話になるところではございますが、国立市内におけます、いわゆる井戸水、原水における一番大きかった値というところのお話になろうかとは思いますが、先ほども触れさせていただきました、2018年度における国立東水源のPFOS、PFOAの値が238ミリグラム・パー・リットルだったということを踏まえまして、その段階におけます、原水の値が275ミリグラム・パー・リットルだったという数値を水道局調査の中での数値とは認識しておるところでございます。（「ミリ、ナノじゃなくて」と呼ぶ者あり）ナノグラム・パー・リットル、はい。

ただいま私の発言で、275ナノグラム・パー・リットルが正解でございますので、従前の発言を訂正させていただければと思います。すみませんでした。

○【小川宏美委員】 ありがとうございます。一部新聞に出た国の基準の50ナノグラム・パー・リットルの8倍あった400に近い値が出ていたのは、これはどのように把握していらっしゃいますか。

○【鈴木環境政策課長】 先般、400の数字が出た値につきましては、国立市内の飲用井戸水における数値と認識しておりまして、飲用井戸水を保健所さんのほうで調査した際の数値でございまして、その数値としては、委員おっしゃるとおり、400ナノグラム・パー・リットル台の数値が出ているところと認識しております。

○【小川宏美委員】 ありがとうございます。飲用の井戸だと、かなり心配ですよ、400ナノグラムが出てしまったというのは。

それで、日本の基準です。PFOSとPFOAを合わせた数値が50ナノグラム。これは米国、世界の中でも最も低い値の米国と同じ数字だと先ほどありましたけれども、世界の基準値としては、最も厳しい値を取っているところなど分かりますか。

○【鈴木環境政策課長】 現在、認識しております、世界各国におけますガイドライン値、目標値というところでは、先ほど申し上げた70ナノグラム・パー・リットルの米国が一番厳しい数値だったと。それに準拠をした値で日本のほうは50ナノグラム・パー・リットルと定めておると、国レベルでは認識しております。

○【小川宏美委員】 米国は70なんですか。そうしたら数は違いますよね、50と70は。同じと先ほど聞いたんですけど、米国は70なんですか。私が伺ったのは、欧州などでの最も厳しい値などを伺ったんです。分かっていますか。

○【鈴木環境政策課長】 現状、欧州におけるPFOS、PFOAの値でいきますと、ドイツが2006年に定めた基準におきましては、PFOSが300ナノグラム・パー・リットル……（「300、ちょっとゆっくり言ってください」と呼ぶ者あり）PFOSが300ナノグラム・パー・リットル、PFOAが300ナノグラム・パー・リットルで、合算して600という数字がドイツの基準でございます。以上でございます。

○【小川宏美委員】 それが一番厳しい基準を取った値だという御回答なんですね。

○【鈴木環境政策課長】 整理して発言させていただきますが、基準値が低いという数字では日本の50というところでございます。米国が70というところでございます。今、紹介させていただきましたドイツが600という数字でございます。

ほか、もう幾つか手元にある数値のほうで紹介させていただきますと、オランダが530、デンマークが400、カナダが800、英国はPFOSが300、PFOAは1万という数字でガイドライン値、目標値というような数値を持っているというところと認識しております。以上でございます。

○【小川宏美委員】 ゆっくり答えていただいて結構なんです。こちらもなかなか聞き取れないところもありますが、厳しいとなると今、どんどん数値が上がっていきましたね。どこが一番厳しいんですか。カナダも今、800でしたね。最初に伺ったドイツもPFOSが300で、PFOAが300だと、足すと600ですよ。正確なほうがいいと思いましたが、改めて伺います。

○【鈴木環境政策課長】 厳しい、一番レベルが厳しいというところでは日本の50ナノグラムになります。

○【小川宏美委員】 すみません、私の聞き方が間違っていたんです。厳しく日本は取っているということでおっしゃっていたんですね。他国はもっと緩いということですね。失礼しました。私の聞き方がいけなかったです。

ストックホルム条約の附属書のB、制限というのと、またAの廃絶というのがここにも書かれていますけども、制限と廃絶で、ここはかなり2つ、両方は違いがあるのでしょうか。それは日本においてどのように守られ、目標値になっているのか、この辺は分かりますか。

○【鈴木環境政策課長】 スtockホルム条約も含めて御説明させていただきますと、人の健康または環境への悪影響を及ぼしかねない性質を持つ化学物質を総称して、残留性有機汚染物質としておるところがございます。こうした化学物質から人間の健康と環境を保護することを目的として、国際協調して残留性の有機汚染物質の廃絶、削減を促すための取組として、ストックホルム条約がございまして、181か国で締結されているところでございます。

御指摘ありましたとおり、PFOSにおきましては、2009年にストックホルム条約の附属書B、制限への追加となっております。PFOAにおきましては、2019年に附属書Aの廃絶に追加されておるところでございます。現状、ストックホルム条約における制限、廃絶がどういう経緯で追加が決定されたのかというところは、私のところで申し訳ないんですけど、承知していないところなんです。一方で、ストックホルム条約の批准国として日本で法整備を進めまして、PFOSに関しましては、2010年に化学物質審査規制法の第一種特定化学物質に指定されまして、不可欠用途以外での製造、輸入が禁止されているところでございます。また、2017年の法改正で、例外用途も含めて禁止されて、全ての用途で製造への使用も含めて禁止されておるところでございます。PFOAは2019年に附属書A、廃絶に追加されたことを受けまして、PFOSと同じく国内におきまして化学物質審査規制法の第一種特定化学物質への指定が決まったところでございまして、今年4月に公布されて、10月に施行予定となっております。

一方で、両物質とも製造、輸入に当たりましては、化学物質審査規制法により届出が必要となっております。物質になってございまして、いずれの物質も2017年以降は製造、輸入ともにゼロとなっておりますという状況と認識しております。以上でございます。

○【小川宏美委員】 詳しくありがとうございます。届出制度にもなっているということが分かりました。

あと、代替の有機フッ素化合物がいろいろなところで使われている中で、PFOA、PFOSが規制のある中で代替物が出てきたということで、この使用が国内でかなり広まっているのかどうか、この辺は調べがありますか。

○【鈴木環境政策課長】 PFOS、PFOAの禁止、廃絶を受けまして、現状、生活用品にも使われておりますフッ素化合物でございますので、代替物質が使われているというところのお話になるかと思っております。

有機フッ素化合物全体では物質グループにおきましては、4,000とも5,000とも様々な化合物があると言われておるようでございまして、その中で代替の有機フッ素化合物につきましても、世界各国の調査研究機関において、その有害性評価や環境への残留性についての評価の検証が進められておるといところで認識しております。中でもPFHxS、ペルフルオロヘキサンスルホン酸と呼ぶようでございますが、こちらの物質につきましても、ストックホルム条約で廃絶を目標とします附属書Aの追加勧告が決定したところと認識しております。こうした国際的な動きを受けて、厚労省では、水道水質基準の設定において、ペルフルオロヘキサンスルホン酸につきましても、今年4月に要検討項目に追加しまして、この動きを受けて東京都水道局では、この物質につきましても水質検査計画の中で、年4回の検査を実施していくところと聞いております。なものですから、これ以外の大体の有機フッ素化合物につきましても、今後、国際的な評価が定まってく中で、対象物質への指定目標値の設定などが検討されていくものと考えておりますので、引き続き、東京都などと意見交換していきたいと考えております。以上でございます。

○【関口博委員】 最初に、国立の水道水が、東京都に一括管理される後、例えば中浄水所の取水とか、どのように取水されて、排水されて我々のところに来るのか、それからどこで調査をしているのか、水質検査をしているのか把握をしていますか。

○【鈴木環境政策課長】 水道水の流れというところになろうかとは思いますが、中浄水所と谷保浄水所、それぞれで水源井戸を——正確に申し上げますと、水源用井戸をそれぞれ持っているところとございまして、それだけでは市内の水道水の量が賄えないということで、いわゆる東村山浄水場から来ます水を補給水と呼んでいるようではございますが、この補給水と井戸水の原水を合算して、浄水場から商品として出荷するような形で出しておる。

水道局が年4回実施しております水質検査におきましては、各浄水場の区域内におけるある地点の給水栓に取水装置を設定しまして、そこでの取水した水を給水数値、蛇口ベースの水として数値を年4回公表しているところと聞いております。以上でございます。

○【関口博委員】 確認ですけども、中等の浄水所から水を吸い上げて、足りない分を東村山からの補給水とブレンドして、そしてブレンドしたやつを年4回水質検査して、そして排水しているということですか。

○【鈴木環境政策課長】 おっしゃるとおりというところと認識しております。以上です。

○【関口博委員】 調査はどこが、東京都がしているんですか。

○【鈴木環境政策課長】 東京都水道局で調査しているというように認識しております。以上です。

○【関口博委員】 国立は全くしていないんですね。

○【鈴木環境政策課長】 国立市としては、調査は実施しておりません。以上です。

○【関口博委員】 東京都への申入れで、先ほど水質調査、PFOA、PFOSの調べをするように要望していると言っていたと思うんですけども、国立の浄水所の調査をするということを要望したということですか。

○【鈴木環境政策課長】 これにつきましては、環境局への要望として出させていただいているところとございまして、多摩地区全体として、環境局におきまして面的フォローができるような地点を選定して調査を行っていった上で、情報を共有してほしいという形で要望しているところとございまして、以上です。

○【関口博委員】 そうすると、東京都全体としての面として調査がされるように要望していると、

その調査結果というのは出ているんですか。

○【鈴木環境政策課長】 本年度、令和3年度から調査地点を増やして実施していくと伺っておりますので、その調査結果につきましては、今年度中、今年度末には情報提供を頂けるものではないかと認識しております。

○【関口博委員】 年度末に出てくると。すると、面的な調査をしているということであれば、水質状況を見れば、どこが主源というか、PFOA、PFOSの発生元というのが見えてくると思うんです。国立でも昔、水質調査をするということで、ある物質、トリクロロエチレンだったか、その水質汚染があったから、各地下水を調査して、それで主源、発生元というかを特定したということがあるんですけれども、今回の依頼で、東京都は全域を調査してどこが発生元であるかということが分かると考えていいですか。

○【鈴木環境政策課長】 市長会の要望としましては、調査をより細かく実施した上で、汚染実態の原因究明及び対策を講ずるよう要望しておるところではございますので、東京都の調査結果を待ちたいというところになろうかと認識しております。以上でございます。

○【関口博委員】 調査の結果が出て、ぜひ見せてほしいということがあります。

それと先ほどの答弁の中で、中浄水所の水源の中で、東側からの水源というんですか、流入水の値が非常に高かったという答弁があったかと思うんですけれども、そういう捉え方でいいんですか。中浄水所全体で薄まったから、20とか30ぐらいになったという答弁のように聞こえたんですけど、それでいいんですか。

○【鈴木環境政策課長】 この高い数字が出た東水源につきましては、現状停止しておるところで認識しております。

○【関口博委員】 各水源の調査は東京都でやっていて、国立市はそれを見て、それで東京都がこれはいかんということであれば、それを止めて、そして中浄水所と言えば、中浄水所の値が適合しているだろうということで、そこから取水して排水すると、そういう手続で、国立市自身は特に調査、あるいはもちろん開示はしているんですよね。東京都から情報は取っているんですよね。そういう認識でいいですか。

○【鈴木環境政策課長】 おっしゃるとおりのところと認識しております。

○【関口博委員】 生物濃縮というのが一番怖いんです。僕は大学時代にそれをやったものですから、水俣病とかイタイイタイ病とか、結局骨とか脂肪、肝臓とかそういうところに蓄積されて濃縮されていくというのが生物濃縮なんですけれども、そのことがすごく怖いというところがあって、環境基準というのは厳しければ厳しいほどいいかと思っています。日本が今、50ナノグラム・パー・リッターで一番厳しいんだという話だけど、これで安心するわけではないので、ただ、厳しければ厳しいほどいいと思っています。年度末の調査結果はぜひ教えてほしいと思います。よろしく願いします。

○【香西貴弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ここで、先ほどの環境政策課長の発言の訂正につきまして、委員長においてこれを許可します。

では、質疑を打ち切り、意見、取扱いに入ります。石塚委員。

○【石塚陽一委員】 陳情第6号について、採択の立場で意見表明いたします。

本陳情については、3項目の事項が記されていますが、1番、汚染原因を究明し、情報を開示して

汚染そのものの原因を解消すること。2つ目、PFOSとPFOAの除去方法を確立して、発生した場合は消去すること。3番目、代替有機フッ素化合物も調査項目に追加して継続調査を行うことを示していますが、水は命に対して大切なものであり、この水が汚染されているのは重大な問題提起となります。つまり地下水に有機フッ素化合物が混入しているという事態に遭遇している現在、何としても原因を突き止めて改善すべきであると思います。特に、国際的に製造や使用が制限されているPFOSとPFOAが検出されるのが、そもそもこの源となるペルフルオロオクタンスルホン酸とペルフルオロオクタン酸という有機フッ素化合物が存在することが問題であると考えられます。

そして、今回の陳情を語るに当たり、井戸水ということを考えれば、目に触れることの要因に左右されることも想定できると考える過程で、その原因につながる地下水は地表水に比べて賦存量が多く、安定した水源であるが、地表からの汚染物質の侵入に対して極めて弱く、浅いところを流れる地下水は土壌汚染の影響を受けやすいが、対策すれば回復も早いと言われております。深いところを流れる地下水は土壌汚染の影響を受けにくい、一たび汚染されると回復が難しいとも考えられております。つまり、有機フッ素化合物は、撥水、揮発油、熱、科学的安定性等の物質を示すことから、撥水、撥油剤、界面活性剤、半導体反射防止剤、金属メッキ処理剤、殺虫剤及び調理用器具のコーティング材等の幅広い用途で使用されていたということですから、これらを扱うところも踏まえて調査をして、その原因を突き止めて対策を講じる必要があります。

このような状況から徹底的に原因調査をするために、陳情者の意図する国や都に働きかけることが必要であり、私は陳情第6号水道水源井戸の有機フッ素化合物汚染の原因究明と汚染除去を求める陳情を採択と致します。

○【柏木洋志委員】 本陳情にあつては採択の立場で討論いたします。

今回の陳情で述べられている有機フッ素化合物、この問題でありますけれども、一般質問を含んで特定の年代によく使われた物質であると。その後、代替とかもありましたけれども、規制がかかったということもあります。ですが、使われた範囲ですとかもの等も含めてかなり広いということで、その上、この化合物の自然分解能力、これはほぼないか、もしくは低いというような状況にあつて、海外のところではありますけれども、動物実験の結果、陳情者もおっしゃられていたように、発がん性であるとか、また、発達しょうがいであるとかということも動物実験においては確認されているという状況もございます。

近い例でありますと、泡消火剤のことも検出されたというニュースもございました。国や都に対して、この化合物の原因究明、また、除去に対して対策を行うことについては必要なことであり、また、国立市においても市民の健康に直結しかねない問題であると考えます。その対策として、市でも調査を行うこと、また、市長部局の答弁でもありました担当部局、もしくは省庁のところの対応状況の把握、こういったところを、積極的に情報を得ていく、つかんでいく、こういった必要があると考えます。市にはその努力をしていただくよう併せて申し上げまして、私の採択の討論とさせていただきます。

○【小川宏美委員】 採択の立場で討論いたします。

この問題は昨年、2020年の1月以降、東京都水道局の水源井戸の一部で、高濃度の有機フッ素化合物が検出されたことが報道され、2019年から既にくみ上げを止めていたということが流れたことで、多摩の広い市民、そして国立の市民の方が、心配する方が増えてまいりました。そして、今回の質疑、答弁からも分かりましたし、これまでの一般質問などを通して、市長からの答弁もありましたように、

国立市としても東京都に対して定期的な調査の実施を求めていますし、市長会でも要望事項として地下水の広域的な汚染対策の充実に要望してきています。

今回も明らかになりましたけれども、環境局が今年度、2021年度以降、地下水のモニタリングにPFOS、PFOAの調査を追加し、実施すると聞きました。そして、その結果が今年度中には出るという回答も今頂きましたところです。そこは陳情事項の1と2の汚染原因究明、そしてその公表を急げということは合致していると思いました。

今回、新しいのは3番、代替有機フッ素化合物の問題です。御答弁からその1つが4月には検査項目となって、東京都がこれから4回検査していくということも分かりました。この問題は知見を増やし、適切と思われる暫定目標値を定めていくこと、継続的な調査が必要ということは本当に必須だと思っております。それなくしては、生物濃縮という問題、本当に危険だと思えます。国としても厳しい基準を設けているということです。しかし、国立市で飲用の井戸水から400ナノグラム・パー・リットルが出て、保健所が検出しています。このところ、代替の有機フッ素化合物の値のことを視野に入れた今回の陳情は非常に有意義だと思ひまして、採択してまいりたいと思ひます。

○【青木健委員】 それでは、陳情について、討論させていただきたいと思ひます。

私どもと致しましては、この陳情は3項目ございますけど、それぞれについて意見を述べさせていただきます。

まず、陳情項目1につきましてですけど、有機フッ素化合物は様々な用途で使われてまいりました。他の物質にない特性から幅広い用途に使われてきております。東京都の調査では、PFOS、PFOAは、都内全ての区市で検出され、どこか特定の場所が原因とは言えないということでもあります。また、全国の河川水、地下水からも暫定基準値以上のPFOS、PFOAが検出されている状況というのがあるそうです。

そこで、東京都市長会環境部会の要望として、PFOS、PFOAの調査地点を拡大し、調査結果の共有と汚染実態の原因究明及び対策を講じるよう、都へ予算措置要望を行っているということでございます。それに対して、東京都の対応としては、令和3年度から都内全域を対象とした地下水の水質測定を、調査地点を増やし計画的に実施する予定であるとのことであり、陳情項目1については屋上屋と言えると判断を致します。

また、陳情項目2について、除去方法の確立ということでございますけど、東京都水道局がPFOS、PFOAを年4回調査し、給水栓を暫定目標数値、50ナノグラム・パー・リットルを下回るように管理供給をしており、既に安全性が確保されているということでございますので、陳情項目2についても反対の理由でございます。

陳情項目3、代替有機フッ素化合物、ここへ出ているPFHxSというんですか、ペルフルオロヘキサンスルホン酸ですか、舌をかみそうなんですけど、これについてはストックホルム条約で廃絶の追加が決定し、厚労省においても、水道水の水質基準において、令和3年4月に要検討項目に追加をしました。有害性評価の知見が不十分として、PFHxSの目標値は設定されておりませんが、東京都水道局についても年4回検査し、数値を公表していくという予定だそうでございます。

このように、代替の有機フッ素化合物についても、国際的な動向や現在の知見を踏まえて適切な対応を国や都でも取っていく姿勢であり、この意見書を国や都に上げるというのはそぐわないと判断をし、本陳情につきましては、不採択とさせていただきます。

○【藤田貴裕委員】 それでは、採択の立場で討論をしたいと思ひます。

便利なものが実は有害だったということは多々あることでありまして、危機と分かったら速やかな対応をしていく必要があるだろうと、こう考えております。今回、多量の有機フッ素化合物が井戸から検出されたこと、横田基地近くの井戸から検出されたということで、陳情者をはじめ私も大変びっくりいたしました。水というのは必ず飲むものでありますので、原因を突き止める必要があるだろうと、このように考えております。

現在、持続可能な社会を目指そうという時代になっておりますので、環境に対する汚染の原因の究明、あるいは発生元特定を行って、私たちが安心して暮らしていけるようにしなきゃいけないと思っております。防衛省のほうでも、地方の組織の改正を行うと、このように聞いております。横田基地についてもきっちりと対応していかなくちゃいけないと、こんなふうに私は考えておりますので、国や東京都に対して、陳情事項を3つ上げるとするのは大事なことだと思ひ、採択したいと思ひます。

○【香西貴弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、意見、取扱いを打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本陳情を採択とすることに賛成する方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数。よって、本陳情は採択と決しました。

ここで休憩に入ります。

午前11時10分休憩



午前11時25分再開

○【香西貴弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。



議題(2) 第45号議案 令和3年度国立市一般会計補正予算(第2号)案
(歳入のうち所管する部分、商工費)

○【香西貴弘委員長】 第45号議案令和3年度国立市一般会計補正予算(第2号)案のうち、建設環境委員会が所管する歳入、商工費を議題と致します。

当局から補足説明はありますか。政策経営部長。

○【宮崎政策経営部長】 第45号議案令和3年度国立市一般会計補正予算(第2号)案のうち、建設環境委員会が所管する部分につきまして、補足説明申し上げます。

初めに、歳入について御説明いたします。

10ページ、11ページをお開きください。款16都支出金、項2都補助金は歳出の補正予算に対応し、東京都生活応援事業事業費補助金を追加するものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

18ページ、19ページをお開きください。款7商工費、項1商工費は、デジタルの力を活用した地域経済の活性化による市内商工業者の振興を図るため、キャッシュレス決済事業委託料を追加するものでございます。補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【香西貴弘委員長】 説明が終わりました。歳入歳出一括して質疑に入りますが、質疑の際には補正予算書の該当するページを発言していただきますようお願いを致します。

それでは、質疑を承ります。石塚委員。

○【石塚陽一委員】 1点だけ質疑させていただきます。

現在のコロナ禍が蔓延して、いまだ終息を見ない現在の経済状況を見て、実質、商工振興策であると思うんですけども、個人消費者の還元と地域振興策に寄与するものと認識をしております。具体的なキャッシュレス決済を行う手法と併せ、一般的な考え方で、その手法を持ち得ない消費者に対する対応策も何か併せて考えておられるかどうか、お尋ねいたします。

○【三澤まちの振興課長】 答弁申し上げます。まず、概要からです。東京都がコロナ禍で新しい生活様式としてキャッシュレス決済を普及するために制度化した補助金、こちらを活用して市内の事業者を経済支援する事業でございます。キャッシュレス決済加盟店で買物した消費者の皆さんに購入額の30パーセントをポイント還元することで、消費を喚起するものです。東京都から内示のあった補助上限額6,750万を軸に予算を組みました。その提示額から目いっぱい組める予算として、総事業費は9,500万となったものです。

9,500万は全て委託料となりますが、その内訳としましては、9,000万円が還元するポイント分、300万円が決済事業者への事務手数料、200万円がチラシやポスターなどのプロモーション経費ということになります。想定としましては、ポイント還元率は30%なんですけど、1人当たりのポイント還元上限は1回当たり3,000円、期間中の合計の上限が1万5,000円となります。時期は9月1日から30日を想定しております。ポイントを9,000万円から逆算しますと、消費喚起額は1か月で3億円ということになります。

緊急事態宣言が延長される中、市内で商業者が運営面で大変厳しい規制を受けて、売上げ低迷に直面しております。先進市でも、事業者からとても評判が高いと言われる本事業を、都補助を使って経済対策として実施したいと、そういう事業でございます。

続きまして、スマートフォンを持っていない方、なかなか使い方が難しい方への対処ですが、そういった方々を支援するために、カバーするために説明会を開催させていただきたいと思っております。また、市内事業者の方に、そういった方の支援を頂けないかということで現在、連携を模索しているところでございます。説明は以上です。

○【香西貴弘委員長】 石塚委員。すみません、今の質疑のやり取りは、18、19ページで間違いないでしょうか。（「18、19ページです。はい、申し訳ないです」と呼ぶ者あり）では、今後よろしくお願ひ申し上げます。石塚委員。

○【石塚陽一委員】 どうもありがとうございました。それで今、事業者に対する振興ということですけども、これは地元にある中小零細企業者、商工会参加というか、そういった店舗に限定されているのか、それとも大型チェーン店の支店がありますね。そういったところも可能なんですか。

○【三澤まちの振興課長】 このたびは中小零細の事業者の皆様を対象としていますので、市内スーパー、ドラッグストア、コンビニエンスストアなどは対象外と考えております。以上です。

○【石塚陽一委員】 すると、本当に純然たる個人でやられているお店の方たちが対象ということですね。

これは、前は大分売り切れがすごく早かったクーポン券ですか、それと比べるとどうなんですか。メリッ的には、でもこれは30%の補助率だから非常に高いと思うんですけども、その効果はどの程度、見込んでいるんですか。

○【三澤まちの振興課長】 答弁申し上げます。今回、先ほど申し上げましたとおり、デジタルの場合の消費喚起額は3億円ということになります。単純に紙だけでやりますと都補助が全く使えません

ので、消費喚起額は1億円程度になってしまいますので、1か月の間、1億か2億程度の消費をみすみす逃してしまうことになります。そうならないように、デジタルに集中して消費喚起額を最大化したいと考えております。以上です。

○【石塚陽一委員】 ありがとうございます。すると、利用された商店会のほうの経営者が受ける換金の時期というのは、どの程度で期間を設定されているんですか。

○【三澤まちの振興課長】 今、手元に資料がなくて恐縮なんですけど、たしか決済をした後に、早い場合は翌日に換金されるという話も聞いたことがあります。そう何週間もかかるものではないと聞いております。

○【石塚陽一委員】 ありがとうございます。それは非常に経営者としても喜ばれることだと思うんです。前の場合には、ある程度、まとまったら金融機関の窓口を持って行って換金してもらわなきゃいけなかったというお話も聞いておりました。

では、角度を変えた中で、スマホとかそういったものをお持ちでないような方たちに対する支援というのは、今の現在の商工振興の立場では考えていないということですか。

○【三澤まちの振興課長】 市民、あるいは消費者の皆さんには、市内で厳しいながらも働いている経営者の方、労働者の方、こういった方々への言わば応援者として御協力いただくわけなんですけども、その応援にキャッシュレス以外では御参加いただけないというデメリットはあるのかもしれないんですが、そこをカバーするために予算資源を分散して、結果的に消費効果、経済効果が下がってしまうという本末転倒ということになってしまいますので、目的に沿っていきたく。ただ、そのままでもいいのかという点もあると思いますので、どうやったらカバーできるんだろうか、こういう問題はここで顕在化してきたんだと思うんですが、これから社会的に乗り越えていかなきゃいけない問題なんだとは思いますが、そういった環境の中でできる限りカバーしたい、説明会をやりたい、事業者の方に御協力を頂きたいと、そこは尽くしたいとは思っております。以上です。

○【石塚陽一委員】 最後になりますけども、いろいろお答えを頂きましたけども、今、例えば、生活困窮者のような方が——言葉の表現が適切かどうか分かりませんが、そういった方たちが本当に物を買うときに、30%も恩恵があればぜひとも欲しいというところがあるんですけど、これはスマホじゃなくて、普通の携帯だったら使えないわけですよね。そういったことも十分対応とか、そういうことも考えた中でこれを導入しているんですか。

○【三澤まちの振興課長】 今、普通の携帯電話ということをおっしゃったんですけども、早い事業者ですと、今年度いっぱい使えなくなってしまうということもあるそうなんです。もう今、故障して持っていくとスマホしかないという状況ですので、1つは、これは副次的な効果ですけども、壊れてしまって困って行ったらスマホしかない、そういう状況よりは計画的に乗り換えていくという1つのきっかけにもなるのかとは思っています。

今回、生活困窮というようなお話がありますけれども、今回の事業に関しましては、あくまで事業者の皆さんが困窮している、働いている皆さんが困窮している、その方たちをどうにかしたいという思いでやっていますので、全ての困窮者を救うことはできないのかもしれませんが、そこに私たちはスポットを当てているということでございます。以上です。

○【石塚陽一委員】 どうもありがとうございました。今回の施策としては、中小零細企業者の救済という観点からやりたいということで了解でございます。私は以上です。ありがとうございました。

○【藤田貴裕委員】 18ページ、19ページのキャッシュレス決済事業委託料について伺いたいと思

ます。まず、1者をどうやって絞るんでしょうか。

○【三澤まちの振興課長】 選考時の手順に倣いまして、他市での実績、あるいは、加盟店数、加盟店数が少ないと話になりませんので。そのほか決済のたびに事業者が負担する手数料というのがあるんですが、その手数料が高いと事業者負担が多くなってしまいますので、そういった点を勘案しまして、経済効果上、最も優位な1者を選定していきたいと考えております。以上です。

○【藤田貴裕委員】 それは市が勝手に決めるんですか。

○【三澤まちの振興課長】 答弁申し上げます。勝手にというと、表現の問題なのかもしれませんが、最も有利な事業者を本来でしたら、公平にやるのであればプロポーザルということももちろんあるのかもしれないんですけども、あまりにも、プロポーザルをやっても加盟店数が全然違うとか経済効果が全然違うということになれば、それはもう1者を市が選ぶこともあるということがございます。以上です。

○【藤田貴裕委員】 これは市内の何とかペイ、それなりにあると思うんですけども、何者か多分あると思うんですけど、それを市が調べて一番多いところを決める、そのように考えていいですか。

○【三澤まちの振興課長】 事業者とは、幾つかやり取りしておりますが、例えば一番多いところでは700店弱、既に加盟しているという事業者も、キャッシュレス方式もあります。例えば消費者向けの事業者数、大企業を含んでも、市内には1,500程度ぐらいだと試算しております。そのうち、打つ数ではないですけども、700店舗の加盟店数が現状であると、企業もありますので、そういった点も加味していきたいと思えます。あとは加盟のしやすさと言ったらいいんでしょうか、説明会をどのようにするんだということも結果に大きく関わってきますので、結果から見て、一番効果のある事業者を選んでいきたいということがございます。以上です。

○【藤田貴裕委員】 これは事業者の方は、設備投資はかかるんですか。

○【三澤まちの振興課長】 事業者の方は専用のアプリを使うことのある決済方式もあるようですので、もともと例えばスマートフォンですとかタブレットを持っている方については設備投資なし、持っていない方に関しては、それを御購入いただく必要はあるようでございます。以上です。

○【藤田貴裕委員】 分かりました。私はスマホとか興味ないんですけど、国立市内のお店でスマホの何とかコード同士でピコピコやっているのを見ているので、カードリーダーとかそういうのは要らないということなんですね。アプリで、ただでできるということなんですね。分かりました。

ちなみにお客さんというのはどんな感じなんですか。勝手に使えば、勝手にたまっていくんですか。何かアプリで登録したりするんですか。

○【三澤まちの振興課長】 消費者、市民向けには、特段特別な手続は不要と聞いております。以上です。

○【藤田貴裕委員】 じゃあ、市が選んだ1者の決済のQRコードみたいなものを持っている人は、市内の店舗で、ぴって使えば勝手に30%、ポイントでもらうんですか。現金でもらうのかよく分からないんですけど、それは何でしょうか。

○【三澤まちの振興課長】 ポイントで還元されます。そのポイントは、1ポイント1円として、また次の買物に使っていただけるというものでございます。

○【藤田貴裕委員】 じゃあ、勝手にピコピコやればいいんですね。

ちなみに、一般財源が3,000万入っていますけど、この理由は何でしょうか。

○【三澤まちの振興課長】 これは都の制度設計によるものでして、上限額が6,750万と示されてい

ますけども、あくまで都はポイントの4分の3までですという制度になっておりますので、残りの4分の1が市の負担になります。なので、割り返して出てきた数字が市の負担額プラス事業費ということでございます。以上です。

○【藤田貴裕委員】 4分の1は市の負担ですか、分かりました。

都の補助制度だと、紙でもよかった気がしますけど。補助金もあるように聞いていますが、どうですか。

○【三澤まちの振興課長】 そのとおりでございます。試算を致したところ、紙とデジタルと併用した場合、経済効果として、デジタルだけですと3億円、併用すると1億8,000万となってしまいます。差額の1億2,000万を、1か月の中で市内消費喚起できる額をスポイルしてしまうということになりますので、これは選択できないだろう、事業者の皆様向けに説明するときに、いやそれはどうするんだという話をされたときに、これは選択肢としてはできないだろうということで、デジタルに集中することとしたということでございます。以上です。

○【柏木洋志委員】 そうしましたら、私からも同じく18、19ページのキャッシュレス決済について伺います。

判断基準については、対象施設、それを使っているユーザーの数であるとか、また事業者の数であるとかということであるということがありました。もう1つ伺いたいのが、キャッシュレス決済って先ほどからスマホのことをおっしゃられていると思うんです。ただ、スマホだけじゃないと思うんです、キャッシュレスの範囲で言うと。例えば、それこそクレジットカードであったり、それもキャッシュレスですし、例えば何かしらのポイントカード的なものもキャッシュレスだと思うし、ということだと思うんですが、そこら辺の何か判断基準があるんでしょうか。

○【三澤まちの振興課長】 もちろん委員がおっしゃられたとおり、クレジットカード、あるいは交通系カードなどございますが、自治体向けにそういったサービスを提供している事業者というのは限られてきます。その中からベストな選択をしたというのが今回のキャッシュレス決済ということでございます。以上です。

○【柏木洋志委員】 自治体との関係性の中でベストな選択をしたということではありますが、この間の答弁とかを聞いていますと、要するにスマホを使った決済の在り方をやっているところが今、主体として考えられているのかと思います。どこかは正直なところ分からないし、どこなのかというのを聞くこともないんですけれども、先ほど他の委員の答弁のところ、キャッシュレスの最初の答弁のときの補償のところ、説明会がどうのこうのという話があったと思うんですが、これは何の説明会か何かをされるということですか。

○【三澤まちの振興課長】 説明会は2種類ございます。1種類目が事業者向け、2種類目が消費者向け、事業者向けには7月下旬、開催させていただきたいと思うんですが、既にキャッシュレス事業者には700店と申し上げましたけども、さらに既存の加盟店に対して上積みすることが経済効果を高める方法だと思いますので、よりこの機会に新しい消費を呼び込んでいただきたいという思いから、今までにキャッシュレス決済をやっていない方にも分かりやすく説明会をして、この恩恵を受けていただくように開催したいというものです。

もう一方は、消費者向けです。いや、スマホ持っていますけど、使ったことないんですけどという方はたくさんいらっしゃると思うんです。じゃあ、どうするんですか。誰もが分かるわけじゃないという場合も想定して、使い方を御説明申し上げるという会でございます。以上です。

○【柏木洋志委員】 事業者向けに関しては制度設計の内容と、あと、要するに、どういうやり方でやっていくかという話をするということで、消費者向けのところは、要するに、そもそもスマホを持っている方に対して導入支援という形なのかと思いました。もし違うのであれば、言っていただければと思うんですが、もう1つ気になっているのは市内の大型店舗、チェーン店なのかとは思いますが、これは対象として外すということをさきの委員に対して答弁されていたと思います。これは事業者のほうで判定してもらうということですか、それともこっちで何か。

○【三澤まちの振興課長】 ルールは市で決めます。以上です。

○【柏木洋志委員】 ルールは市で決めて、そのルール、恐らく事業者の規模か何か分かりませんが、それに沿ってキャッシュをやっている企業さんに、このルールで選んでねということによるのでしょうか。

○【三澤まちの振興課長】 そのとおりでございます。

○【柏木洋志委員】 分かりました。そうしましたら、スマホを持っていない人に対してはできる限り頑張っていくということがあったかと思えます。具体的に何をするというのはなかったとは思いますが、そこに対して、もしこういうことを考えているみたいなのがあれば伺いたいですけど、どうでしょうか。

○【三澤まちの振興課長】 1つは説明会です。もう1つは、市内の事業所と今、協議しているというお話を申し上げましたけれども、スマホ教室と言ったらいいんですか、そういうところで、このアプリケーションをどうやって使うんですかという話もあるでしょうし、いやいや、行く行くフィーチャーフォンと言ったらいいんですか、ガラケーと言ったらいいんですか、使えなくなるんだったら、この機会に乗り換えたいという人がいらっしゃれば、一番使いやすい、分かりやすいスマートフォンを案内してもらうとか、そういったことが今のところは考えられるかと思えます。以上です。

○【柏木洋志委員】 アプリの導入支援は分かります。それは言ってしまうと、例えば、どういう形でやるのかはまた別なんですけども、市の職員になるのかどうかも分かりませんが、要するに、このアプリを入れて、こういう操作をすればいいですということを案内すればいいわけですから、それを案内して、じゃあ実際使えるのかという問題もありますけど。

もう1つ、今の答弁で思ったのは、例えばそもそも今、スマホじゃない、もしくはスマートフォンを持っていないという方に対して、要するに、こういうスマートフォンがいいんじゃないかみたいな話もあったと思いますが、それは逆に市民の負担があるんじゃないかと。要するに、別に携帯の購入助成というわけでもないしというところなんです。というのがあるんじゃないかと思えます。その点をどう思うかだけ。

○【三澤まちの振興課長】 あまりそこを突っ込んで私たちも議論しているわけではないんですけれども、とはいえ、社会的にいずれ、今、皆さんが使っている携帯がどうしても使えなくなってしまうという事実は事実である中で、スマートフォンということで、それなりに負担してそれぞれがデジタルの恩恵を受けるんだとすれば、それを入手しなくちゃいけないという状況はあると思うんです。

なので、我々はできることは尽くす、できないところも多いかもしれないけど、できることは尽くすということもあるでしょうし、デジタルが苦手だという方も使えるようなデジタルの仕組みを考えていくということも、これは社会的に求められているんじゃないかと私、個人的な意見になってしまいますけれども思っています。なので、ここでそういった重要な課題を全て解決するというのはなかなか難しいというのはありつつも、まずは、私たちはベクトル、目線を事業者の方たちに特に向

けているということで御理解を頂ければと思っています。

○【黒澤生活環境部長】 補足させていただきます。まず、大前提としてなんですけれども、都の補助金がありきの事業なんですけど、こちらはデジタルのみで実施するとプレミアム率が30%、補助率が4分の3になります。紙のみの場合は、補助金が全く出ない状況です。紙とデジタルの併用の場合も補助金が出るんですけども、その場合はデジタルが2分の1を超えることが条件です。プレミアム率は、デジタルの場合は30%、紙の場合は25%、補助率がデジタルの場合はデジタルの部分が3分の2、紙の部分に2分の1となります。その上で、今回は全てデジタルでの実施を提案させていただいておまして、都の補助額が約6,500万円で、一般財源約3,000万で、経済効果としてはポイント分が9,000万円ですので、9,000万円分のポイントが全て使われた際には3億円の消費が市内でされると。これが経済効果であると考えております。

一方、先ほどから委員がおっしゃっている、スマートフォンが使えない方は使えませんよねというところなんですけれども、そういった方のため紙も併用しましょうといった場合には、都補助が2,500万円まで減ってしまいます。したがって、事業規模も小さくなることから、先ほど課長が答弁しましたとおり、経済効果が1.8億円まで減ってしまうんです。市内に1.8億円しか落ちないと。今回、担当としましては、商工事業者のことを第一に考えさせていただいておまして、確かに委員がおっしゃるとおり、スマートフォンが使えない方は今回、恩恵にあずかれないんですけども、そこに配慮して紙を併用すると、市内の事業者に落ちるお金が1.2億円下がってしまいます。この辺りをどう考えるかというところをございまして、もちろんデジタルディバイドというものは、国、都、市それぞれが解消すべき問題だとは考えておりますけれども、今回の予算提案につきましては、あくまでも商工支援の立場から、最大の経済効果を生む方法で予算を提案させていただいた、そういったことをございます。

○【柏木洋志委員】 都の補助金の関係、また、補助金から制度設計をつくることころのいろいろな制限の関係と、また、市内地域の商店等に対する経済的効果というようなところかと思えます。その点については、また討論でさせていただきますのでいいんですが、そうしたら、別の1点のところを伺います。

要するに、担当部局としては、今回ので市内の商工振興が図れるというか、図るところだと思えます。恐らくキャッシュレスの利用も増えるんじゃないかみたいなことも想定しているのかとも思ったりもします。この予算で対応できるのか、要するに予算オーバーとかなったりしないんですかという話はどのように考えていますか。

○【三澤まちの振興課長】 既に幾つかの事業者と協議を進めているんですが、予想される国立市の消費額の情報も得ております。予算が足りなくなって途中で事業がストップしてしまうなんということは、これは混乱を生むだけなのでどうしても避けなきゃいけないということがありますので、予想額からして、バッファーと言いますか、余裕を見て予算を組んでいる。

逆に言うと、余裕を見た分、最大消費額に届かない可能性もありますので、当然プロモーションは強化していくつもりでおります。例えば、そのプロモーションが功を奏してと言いますか、万万が一足りなくなってしまった場合、これは光熱水費と同じ考えなのかと思っているんですけど、例えば、水道の予算を組んでいたら、水道を使い過ぎてしまって足りなくなってしまったと似たような話なんだと思うんですが、例えば予備費で済むのか、流用で済むのか、あるいは補正しなくちゃならないのか、そのときの額によって最適な選択を庁内で調整していきたいと考えております。以上です。

○【小川宏美委員】 商工費の18ページ、19ページのキャッシュレス決済事業費で伺います。

このような大きな補助金があるときというのは、事務費も広告費も大きいと思うんですけども、300万の事務手数料と伺ったところのもう少し詳しいこと、あと200万をポスターやプロモーションに使うというのは、これは中身はどこに依頼したり、それは動画なのか、ポスターはどういったものなのか、分かる範囲で教えてください。

○【三澤まちの振興課長】 事務手数料300万に関しましては、当然決済事業者に人件費とシステムコストだとか当然かかってくるので、その金額として300万と聞いておりまして、その詳細の内訳については聞いておらないところです。

一方で、200万の告知ですけれども、これについても内訳というわけではないんですが、ポスター、チラシのほかに、これは他市からの消費を市内に呼び込むチャンスでもありますので、中には公共交通機関の広告を使うですとかという手段もあるそうなので、その予算の範囲の中で最適な選択をしていきたいと考えております。高いというお話がありますけれども、前回のプレミアム付商品券、こちらのときの事務手数料は800万円でしたので、費用対効果を考えると、かなりよいと捉えております。以上です。

○【小川宏美委員】 別に私は高いと言っているんじゃないなくて、詳細を教えてくださいといった質疑でした。

あと、7月下旬に始める事業者向け、消費者向けの説明会は市内で何か所ぐらい行う予定にしているんでしょうか、伺います。

○【三澤まちの振興課長】 今、場所までは手元でどこということではなくて恐縮なんですけど、皆さんに参加していただきやすいような設定として協議していきたいと考えております。以上です。

○【小川宏美委員】 できるだけ広く説明をしてください。

あと最後に、店の手数料の関係です。こういったものを使うときには手数料が高くて困るという話をよく聞きます。大体何%とかと、そういう目安があれば、考えているか教えてください。

○【三澤まちの振興課長】 今、協議を進めている事業者の幾つかには、手数料を無料としているところがございますので、それ以外と言ったらいいんでしょうか、ネットで拾った情報ですけれども、手数料が2%とか3%というところがあるそうでございますが、3億円の3%ですから約900万、1,000万とかという費用は事業者が負担しなければならない金額になりますけれども、無料期間中であれば、それが全て売上げと言ったらいいんですか、事業者の利益となるので、そこは事業者を選ぶ重要なファクターになってくると思います。以上です。

○【香西貴弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、第45号議案について、上村和子議員から発言したいとの申出がありました。

お諮りいたします。上村議員の発言を許可することに賛成する方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数。よって上村議員の発言を許可することを決定いたしました。

なお、申合せによりまして、委員外議員は、委員と重複した質疑及び意見、討論を行うことはできず、採決に参加することはできません。また、発言時間は1議題10分程度となっております。よろしくお願いたします。では、上村議員。

○【上村和子議員】 皆さんありがとうございます。それでは、私も通告というか申出書にしたがっ

て質疑させていただきます。

18、19ページのキャッシュレス決済事業委託料9,500万円について、これがコロナ禍の地域経済の活性化のためということだが、キャッシュレス決済を利用できない私も含む市民は多いです。利用したくない市民も少なからずいると思います。お店のほうもキャッシュレス決済が本当に効率的なのか、できないお店はないのか、コロナ禍の中でキャッシュレス決済を進めることのデメリット、格差、不平等が高齢者に多いと思われるICT弱者に向けられていることの是非をお伺いしたいと思っております。

若干補足説明をさせていただきたいと思っております。経済活性化のためにやるということですが、私が調べた中で、2020年9月、財務省が出している経済トレンドという内部のコラムの中で大臣官房総合政策課の職員さんが、日本におけるキャッシュレス決済の進展と今後の課題について書かれています。政府は、既に2019年10月から2020年6月に、キャッシュレスに関するポイント還元事業を行っています。それが終わった後のアンケート調査の結果であります。結果で実際、2020年の5月の段階でキャッシュレス決済できた事業者さんが35.7%、できなかった事業者さんが64.3%、そしてできた35.7%の事業者さんが、ポイント還元が終わった後、続けるかといったら、その35.7%のうちの3%がやめると答えた。そして、キャッシュレス決済をやった事業者さんに対して、売上効果があったかと、そういう質疑に対して、効果ありと書いたのが40%、効果があまりなかった、全くなかったと答えたのが何と60%だったと、これは財務省が出している結論なんですよ。

だから普及していくということと経済効果を出すためには、相当な、まだ浸透していかなければいけないという財務省の総括なんです。私はこれを見たときに、今日、夢のようなお話をなさっていますが、果たして国立の中で、それほど目覚ましい経済効果が得られるのかということに対しては疑義を持っております。

これは補足として、私が聞きたいのは、例えばキャッシュレス決済できるお店があります。今まで私も買いに行っていました。ここで1万円の買物をします。私はキャッシュレス決済ができません。そうするとポイント還元はもらえません。しかし、同じものを買った、キャッシュレスを買った人には3,000円のポイントが還元されて7,000円で買えます。これは買う立場から言ったら不公平です。私はお店だったら、お店の人だったら、商人だったら同じお客さんをこういう差をつけていくというのは本当にいいと思うかなと思うんです。お店の人にだってためらいはあると思います。個人商店であればあるほど、そうじゃないかと思うんです。

国立は、プレミアム付商品券をやったときに、これは一丸となってやっていました。市民もみんなで買いました。こうやって一丸になって取り組めない施策というのは、私は成功はかなり薄いんじゃないかと思っています。そういうことで、キャッシュレス決済のデメリット、格差、不平等が高齢者に多いと思われるICT弱者に向けられていることは、基本は大きい問題なんじゃないかと思っています。このことについての見解を伺います。

○【三澤まちの振興課長】 先ほど答弁申し上げましたとおり、IT弱者の問題というのは社会的な重い課題だと思います。

デジタルの恩恵というのは誰しものが得られなくちゃならない。そのために社会全体で考えていくという必要は確かにあると思います。ただ、今回、私たちはキャッシュレスを推し進めたいのかということ、あくまで手段だと思っています。経済効果が一番最大化するにはどうしたらいいんだろうかといったときに、もうこれは都の補助金を使うしかないだろうということでも事業を組ませていただい

ますので、そういった意味では、議論がもしかしたらかみ合わないのかもしれませんが。

あとは、先ほど財務省のお話、調査のお話をされていました。私はそれを当たっていないので分からないんですが、確かに企業努力で売上げが多いところはお客さんが集まると思います。もしかしたら、企業努力がかなわずにそんなに金額が行かなかったという方もいるかもしれませんが。それは、紙のプレミアム付商品券のときも同じでした。だからいいというわけではないんですけども、一定の企業努力というのは求められる施策ではあると思います。

ですので、そういった意味では、今、支給金事業をやっておりますので、その件に関しましては広くカバーできている施策として実施しているということでございます。以上です。

○【上村和子議員】 かみ合わないとおっしゃったけど、何でかみ合わないんですか。それは皆さん方が経済支援で業者さんを助けるんだということばかりおっしゃって、だけど、業者さんが助かるときはお客さんが来ることだけ、じゃあ、偏ったお客さんが来ればいいのかというと、決してそうではない。常連さんに来てもらうとか、地域のお店はそういう人たちで成り立っているわけです。だから常連さんがお年寄りだったり、いつも買ってくれる人がキャッシュレスができなくて、そうじゃない人がよそから来て買ってくれたらうれしいとなりますか。

私は本当にお店を支援すると言ったときに、地域の経済をどう潤すかといったときに、すごくポイント還元があるから目玉になっているけれども、ポイント還元が終わったら続かないという現実が国で見えているということはまだ早いと、時期早尚、私はそう思う。コロナ禍の中での経済支援というのは、もっとどっちかという私は基本思っていますけど、ICT弱者、高齢者とかそういう人たちの弱い立場に目線を置いて、置いていかれる人たちに対してちゃんとお互いさまだねといって、地域の店を助け合える、生き合えるという表現がこの頃は流行っているそうなんです。生き合える。そういうことの政策のほうが本質的に地域経済の活性になるんだと、私は哲学的な意味で聞いています。行政がやるべきことは、経済を回していくという中に乗っかっていくことだけではない、地域の中の経済は何で潤っているのか、何によって支えられているのか、誰が支えているのか、支えている人たちの多くの高齢者の人たちがまだ使いこなせないことをやることに対するためらいがあったかということなんです。そこを聞きたくてお聞きしているんです。どなたかためらって、こういう話を一生懸命してもらいましたか。

○【黒澤生活環境部長】 議員さんのおっしゃっている哲学、それは大変すばらしいことだと感じます。確かにそれが理想の在り方かもしれませんが、まだ早いとおっしゃいましたけれども、私どもは全くそんなことは感じておりません。一刻も早く地域の困っている商店のために消費喚起を促したい、これでも遅いと考えております。ですので、そこにつきましては、今後の理想の在り方とはまた別に、今、この状況で、いかにして地域の商店を救いたい、そのことを考えますと、議員さんのおっしゃっている理想の世界をつくるほうがもっと時間がかかってしまいますので、今回の予算につきましては、そのような考え方で出させていただいております。以上でございます。

○【上村和子議員】 その根拠はどこですか。財務省の中では国のキャッシュレス決済の目標は2025年6月までに40%です。国ですらこうなんです。遅いって黒澤さんの言う根拠は、まだ遅くはないという根拠は何なんです。何を根拠として、まだ私が早いと言っている、黒澤さんは遅過ぎると言っている、あなたの遅過ぎるの根拠は何なんです。数字で出してください。

○【黒澤生活環境部長】 すみません。私が遅いと言っているのは仕組みではなくて、支援のことでございます。失礼しました。

○【上村和子議員】 じゃあ、別のやり方もあるはずです。以上です。

○【香西貴弘委員長】 ここで質疑を打ち切り、討論に入ります。石塚委員。

○【石塚陽一委員】 第45号議案について、賛成の立場で討論いたします。

私は第45号議案について、昨日の他の委員会所管の審査を聞く中で、行政当局の考えにさらなる慎重さを求めたいとの思いもある中で見守りましたが、議案の一部の扱いと解釈に疑義を促したい事項もあります。

しかし、本日の担当する建設環境委員会の審査事項の中には、コロナ禍で疲弊する地元中小業者や日々の生活に困窮する市民の皆様方に還元される施策も含まれていることと、この議案の持つ大切さを尊重するならば、この議案を可決する意義を痛感するところであります。そして、いつ終息するのかわかり分らない厳しいコロナ禍の下での市民の生活保全に寄与する多くの課題も含まれていますので、第45号議案である国立市一般会計補正予算（第2号）案には、賛成いたします。

○【柏木洋志委員】 本補正予算案に対しては、反対の立場で討論を致します。

まず、商工費のキャッシュレスのところの話、これについては、今回は補助金の関係、また制度の策定の関係上、キャッシュレスでやるのが一番還元率であるとか商工支援、経済振興に対しては効果が高いのだということについては、制度のつくり、仕組み、また補助金の仕組みの関係であると判断を致しました。ただ、商業振興、また地域住民の支援という観点で考えますと、そういったキャッシュレスを使えない、苦手とする方に対する施策も考えていく必要があるのではないかと感じます。

ただ、根本的に本補正予算案については、他の委員会に対するとところで認められない補正予算の内容がございますので、こちらに対して反対とさせていただきます。

○【藤田貴裕委員】 それでは、反対の立場で討論したいと思います。

商店街の振興自体、これは誰も反対はしないと思いますけども、なぜ1者だけなのかという、そこがあると思うんです。国のほうのかつてやったキャッシュレス支援だって、クレジットカードが使えたり、交通系が使えたり、いろいろな会社のよくわからないQRコードみたいなのが使えたと思いますので、私は1者だけということは、これは認められません。個人情報の利活用だとかビッグデータの取得で、企業がもうけたい時代に情報の囲い込み、お客の囲い込みに税金を使って1者を強くする必要はありませんので、反対いたします。

○【青木健委員】 本補正予算案に賛成の立場で討論させていただきます。

当委員会においては、キャッシュレス決済事業ということですが、最大の経済効果を生む方法としての提案ということについて、私は評価してまいりたいと思います。コロナ禍の中、困窮する事業者の救済という面で大いに賛同ができる事業であると考えております。

ただ、問題は、この緊急事態宣言下においても、要請に従わず営業を続けているような業者が存在しているということです。ここが率先して恩恵にあずかるということになると、これは1つ、業者間の問題があるのではないかと思いますので、この辺については、今後の課題となってくるかと思いますが、きちんと精査をしていただいて、その前にできる措置があるとするならば、取ってほしいということをお願い添えて、賛成の討論と致します。

○【香西貴弘委員長】 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

よろしいでしょうか。なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案に賛成する方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手少数。よって、本案は否決することに決しました。

ここで昼食休憩と致します。

午後0時16分休憩



午後1時21分再開

○【香西貴弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。



議題(3) 第46号議案 国立市の町区域の新設について

○【香西貴弘委員長】 第46号議案国立市の町区域の新設についてを議題と致します。

当局から、補足説明を求めます。都市整備部長。

○【門倉都市整備部長】 それでは、第46号議案国立市の町区域の新設について補足説明をさせていただきます。

対象区域でございますが、国立市大字谷保字梅林の一部及び同字一本松の区域に国立市谷保4丁目を新設するものでございます。

町界並びに町名につきましては、原則として、平成2年に策定し、平成26年に改正した国立市町界町名整理に関する基本方針、ここに基づいて決定をしているものでございます。

初めに、議案に附属する国立市町区域新設調書を御覧ください。

表紙の次のページでは、町区域の新設参考図により、谷保4丁目となる区域をお示ししてございます。この参考図にありますように、変更する区域につきましては、北は甲州街道から南はおおむね谷保のハケ沿いに谷保7丁目まで、西は谷保天満宮の東側道路から東は府中市境まで、このようになっています。

また、本議案に係る本会議資料No.10、旧新新旧、町・字名地番対照表でございますが、旧地番から新地番及び新地番から旧地番を示してございます。

次に、本会議資料No.11の国立市谷保四丁目新旧地番対照図、A1判の図面でございますが、黒字で旧地番、赤字で新地番を示しております。地番の付番の方法につきましては、町区域の形状を考慮しながら、おおむね北側から既存の住所に対して連続性を保ち、東西に折り返しながら南方向につけられております。

最後に、施行日でございますが、令和3年11月22日を予定しております。説明は以上でございます。よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

○【香西貴弘委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。関口委員。

○【関口博委員】 これは分かったんですけど、これからの付番というんですか、予定はどうなっているんですか。

○【立川南部地域まちづくり課長】 令和3年度に谷保4丁目を新設させていただきます。この後でございますが、まだ旧地番のままの区域が全部で7区域残っております。実施時期につきましては、現在の実施計画には実施は載せておりませんので、次期の実施計画等において、実施時期については別途、協議して検討していきたいと思っております。以上でございます。

○【関口博委員】 まだ実施計画に入っていないということですか。

○【立川南部地域まちづくり課長】 残りの7区域のうち2区域、新地名、新町名で言うと、矢川1

丁目と2丁目は面整備等の計画がございませんので、町名地番変更は実施できる状態ではあるんですけども、昨年からコロナの感染拡大によりまして、実は令和2年度に谷保4丁目を一度延期させていただいていたこともあります。その影響を見ながら、町名地番変更は、実は2か年にわたって業務を行うというのが1つございます。年度途中、業務の途中で延期したり止めるのはなかなか難しいということもありますし、予算的にも財源の確保等を含めて、市の全体の予算の中で改めて次の実施計画の際に実施時期を検討していきたいということで、現在は載せていないという状況でございます。以上でございます。

○【石塚陽一委員】 1点だけお尋ねしたいんですけど、非常に区域変更はいいことだと思うんですけども、変更された地番とか、そういったものを例えば第三者、知人等に周知する方法、例えば今、市内でも転居されたような方は、1年間は旧住所でも届くと思うんです。ですけど、地番変更されたところでたまたま出しても戻ってくるようなケースがあるんですけども……（「戻ってこないよ」と呼ぶ者あり）戻ってくる事例があるんです。そういったことでお尋ねしたいということです。

○【立川南部地域まちづくり課長】 町名地番変更における旧地番と新地番の関係ですけども、地番変更後も、旧地番も有効であるという考え方でございます。

今おっしゃっていただいたのは郵便局さんでの話だと思うんですけども、郵便局のほうからも変更の記録が残っている限り配達するという事は確認させていただいております。記録というのは、例えば今日、お配りしている新旧地番の変更、この辺も郵便局のほうには配付して使っていただいておりますので。もし今おっしゃっていただいたような戻ってくるということがあれば、市のほうに御相談を頂いても結構ですし、今日頂いた御指摘ですので、私どものほうで、まずは郵便局のほうに改めて確認させていただきたいと思っております。以上でございます。

○【石塚陽一委員】 ありがとうございます。先ほどお話を聞いたらそういうことですから、恐らく担当の方が、それを失念しているかどうか分からないんですけども、仕分けするときに戻ってきたのかと思われるので、またひとつ気をつけてみます。ありがとうございます。

○【香西貴弘委員長】 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。青木委員。

○【青木健委員】 もちろん町名地番変更には反対をするものではないんですけど、賛成をしていますが、こうして図面を見させていただいても、うちのほうもそうだったんです。町名地番変更をやっていただきましたけど、道路自体は全然狭隘道路が解消されていないというような事実があるわけです。町名地番変更は結構なんですけど、狭隘道路の整備についても、これに合わせてもう少し積極的にやっていただけたらということをお願いして、賛成の討論とします。

○【香西貴弘委員長】 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で、本会議から付託されました事件の審査は終了を致しました。

続いて、報告事項に入りますが、当委員会で報告事項のない部署の説明員の方々は、ここで退席を

していただいて結構です。

お諮りいたします。新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について以外の報告事項は、委員会外で対応することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

それでは、報告事項に入ります。



報告事項(1) 新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について

○【香西貴弘委員長】 報告事項(1)新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況についてに入ります。

当局から報告を願います。生活環境部長。

○【黒澤生活環境部長】 初めに、本定例会常任委員会の開催に関しまして、議員の皆様には感染拡大防止のための特段の御配慮を頂きまして、引き続き全庁的に感染症対策を講じつつ、業務に臨むことができております。この場をお借りして感謝申し上げます。

それでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する市の取組状況につきまして、国立市健康危機管理対策本部会議、以下、対策本部会議と略させていただきます。そちらの経過、常任委員会の所管部における取組状況、新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況等につきまして、建設環境委員会資料No.47により御説明させていただきます。

なお、既に正誤表を配付させていただいておりますけれども、資料の2ページ、4、生活環境部、(1)事業継続支援金(第2期)の2行目、69万円とございますが、正しくは690万円でございます。訂正させていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、改めまして、お手元の建設環境委員会資料No.47を御覧ください。(1)国立市健康危機管理対策本部会議の開催状況でございます。令和3年3月の常任委員会で御報告した以降、対策本部会議を4回開催しております。令和3年4月2日の第13回では、国立市医師会長より、予断を許す状況にはないが、他の地域と比較すると、国立市は感染対策を市民が頑張っている。飲食の場で食べていないときや会話をする際はマスクをする。うがい、手洗い、消毒をする。長く同じところで話し込まないことは有効。これまで続けてきたことを、これからも続けることが大切とのコメントを頂きました。

この会議では、都のリバウンド防止期間でありました4月21日までの市の対応方針につきまして確認し、新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況が報告されました。また、市民に向けた情報発信、コロナ禍における女性用品配布事業の進捗、ゴールデンウィーク中の相談対応等につきまして、確認、共有をしております。

なお、永見本部長からは、日常の活動と感染対策を両立していくよう発信すること。家庭内感染への注意喚起を行うこととの指示がありました。この後、都内23区、6市における新型コロナウイルス感染蔓延防止等重点措置が示されております。

次に、令和3年4月26日の第14回対策本部会議では、4月25日からの国の緊急事態宣言下における市の公共施設の取扱い等について協議し、市民総合体育館を除いて、感染対策を講じながら基本的に公共施設を開館していく。ただし、20時以降の利用については自粛をお願いするという方針を決定いたしました。

次に、5月10日の第15回対策本部会議では、5月12日からの国の緊急事態宣言延長に伴う市の公共施設等の取扱い等について協議、決定を致しました。ここでは5月31日までの緊急事態宣言下において、体育館の休館がやむを得ないこと。芸術小ホールイベントの無観客開催を解くことを決定いたしました。

あわせて、市内介護保険施設において、5月8日から新型コロナウイルスPCR検査陽性になった方々が確認されたことに伴い、状況の共有、保健所や市の対応の確認等を致しました。永見本部長からは、緊急事態宣言中においても市内の感染は拡大しており、各部署において、各団体への注意喚起や必要な支援を行うことといった指示がございました。

次の5月31日の第16回会議では、翌6月1日からの国の緊急事態宣言のさらなる延長に伴い、再度、市の公共施設の取扱い等について協議し、市民総合体育館の利用を再開することを決定いたしました。

また、この会議において、新型コロナウイルスの市民生活への影響について報告されました。特に生活困窮につきましては、この間、生活保護の受給世帯数が過去の変動幅に比して突出したものはなっておらず、このことから、件数が多くなっている第2のセーフティーネットとしての生活困窮者支援の各事業、貸付け、給付等が機能してきたと推測できる状況でございます。

また、市医師会長からは、緊急事態宣言が延長になった際も、手洗い、密を避けるなど、今後も気をつけるべき感染対策には変わりがないこと。混んでいる時間帯にスーパーに行かないなどの地道なことを続けていくことが大切。家庭内感染には引き続き気をつけることといったコメントを頂きました。永見本部長からは、引き続き十分な緊張感を持って対応していくようにとの指示がございました。

これらに加えまして、対策本部会議の下部組織であります運営部会を3月に2回、4月に3回、5月に1回開催し、市内の感染状況の確認、対策に係る事業の進捗等について共有し、課題整理や方針の確認を並行して行ってまいりました。

対策本部会議につきましては、以上でございます。

(2)新型コロナウイルス感染症に関連する各部の取組状況、2ページを御覧ください。令和3年第1回定例会以降に各部が実施しました主な取組につきまして、本委員会が所管する部に関しまして御報告いたします。

4、生活環境部でございます。先ほど正誤表の件でお話しさせていただきましたが、支援金の実績でございます。こちら最新の数字、昨日の締め時点でございますが、130件、1,300万円の申請がございました。

(3)新型コロナウイルスワクチン接種について。4ページを御覧ください。まず、1、医療従事者接種の状況につきましては、御覧のとおりでございます。

次に、2、高齢者接種の状況につきましては、6月15日現在の最新の数字で御報告させていただきます。1回目予約済みの方でございますが、1万6,193人、85.6%の方が予約を済ませております。接種実績でございますが、1回目接種済みの方は1万2,795人、67.6%の方でございます。うち、2回目接種済みの方、3,973人、21.0%の方でございます。終了予定につきましては、7月中下旬を予定しております。

3、今後の予定でございますが、6月14日から16歳から64歳までの方への接種券の送付を始めております。18日にかけてまして、市内全域に配られる予定となっております。

また、6月20日からインターネット、ラインの先行予約としまして、基礎疾患のある方及び60歳以上の方の優先予約、接種を開始いたします。7月上旬から、その他の方の予約を開始予定でございます。

す。

なお、12歳から15歳までの方への接種券発送時期については、未定となっております。

最後になります。現時点で国立市民で新型コロナウイルスの検査陽性が確認された方の累計は、6月15日発表の数で446名、うち、療養中の方が直近で27名でございます。今もなお、緊急事態宣言下であります。今後も市として新型コロナウイルスワクチン接種をさらに進め、市民の皆様とともに感染拡大防止に向けて対策を講じてまいります。議員の皆様にも引き続き、御協力のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○【香西貴弘委員長】 ありがとうございます。報告が終わりました。質疑、意見等を承りますが、建設環境委員会の所管の範囲で行っていただきますようお願いいたします。ございますでしょうか。

藤田委員。

○【藤田貴裕委員】 ライフラインのお願いをしているごみの収集だとか、そういう建設環境委員会に関わる方の接種の状況、職域接種がある、ないだとか、キャンセルリストに載っけるだとか載っけないだとか、その辺ちょっと教えてください。

○【黒澤生活環境部長】 現在、ごみの収集委託の事業者の方に関しましては、特段キャンセルリスト等には載せていない状況でございます。

なお、職域接種等も、その委託事業者のほうで検討しているといった話は聞いてないところでございます。以上でございます。

○【藤田貴裕委員】 今の国の方針では、基礎疾患のある方だとか、介護保険だとか、そういうところにお勤めの方以外は出てないと思うんです。それ以外に本当にライフラインに携わっている方って、保育の職場だとか、小中学校だとか、今、言ったようにごみの収集もそうだと思いますけども、希望される方には積極的にキャンセルリストなり何なり取ったほうがいいと思います。この辺はどうですか。

○【黒澤生活環境部長】 保育士については検討を進めているところでございますが、ごみの収集員の方については、現在のところ考えていないところでございます。

○【藤田貴裕委員】 保育士だとか学校の先生が多くて、まだごみの収集まで回らないとか、何か理由があるんですか。

○【黒澤生活環境部長】 現実には、まず、券が配られないと打つことがなかなか難しいということがございまして、国立市内におきましては、先ほど申し上げたとおり14日から配っておりますけれども、多摩地区で一番早く配っているといった現状がございまして、多摩地区の多くの市ではまだ配られていませんことから、まず、券がないといったことがございます。

キャンセルの順番としましても、現状は、これまでも一般質問等で申し上げておりますが、集団接種会場で接種に従事する市職員をまだ打っておりまして、その先のリストとして現在、保育士等を検討している最中でございます。以上でございます。

○【関口博委員】 本部会議の件で少し聞きたいことがあります。市の医師会からの提言とかがあったと思うんですけども、インド型についての何か報告なり状況なりは聞いていますか。

○【大川健康福祉部長】 インド型については、今のところまだ本部会議での取扱いの情報等、ない状況でございます。

○【関口博委員】 東京都が検査してないとか、そういう検査体制が整ってないので、できないということか、その辺はどうなんですか。

○【大川健康福祉部長】 インド型の前の形の変異種については、東京都のほうで検査をして、従来型のウイルスに随分、切り替わってきているというようなことは、東京都のほうも公表しているということですが、インド型についての詳細については、まだこちらのほうで把握できていないところでございます。以上です。

○【関口博委員】 所管のあれじゃないんだけど、私の一般質問の中でオリンピック・パラリンピックの子供たちの観戦に関して、出席するかしないかというのを総合的に見るといったときをお願いをしておいたのが、インド株が非常に感染が強く、そして、低年齢の人たちに感染する。それから、強力なウイルスだということがあるので、インド型の感染の強弱というか感染率、感染量というのはよく見ておいてくださいという話をしておいたんだけど、インド型のことについては、まだ体制が整ってないということのようなので、東京都に対して、あるいは市の医師会からでも、そういう意識を持って検査体制を整えてほしいということをお願いしたいと思っております。

もう1つ、運営部会というのが月に二、三回で、これが実動部隊になるんですかね。メンバーと、中心は誰になっているのか、ちょっと教えていただけますか。

○【大川健康福祉部長】 こちらの運営部会の位置づけですが、対策本部会議のコアのメンバーで行うということにしてございまして、副市長をトップに、健康福祉部長、防災安全担当部長、政策経営部長、行政管理部長、子ども家庭部長、教育次長、そのほか都度都度、扱うテーマに応じて部課長に参加をしていただき、現在の状況を確認して、次の対策本部会議での確認事項について協議、一応の決定のところまで持っていくというような機能を持っている会議でございます。以上です。

○【関口博委員】 分かりました。もう1つ、生活環境部なんですけれども、事業継続支援金について発表があったのが130件、1,300万円の支出があったということなんです。一般質問の中だと思うんですけども、20%ほどしか活用されていなかったという話があったんですけども、これはどのくらいの値になるんですか。これが20%なんですか。

○【三澤まちの振興課長】 この数字でいきますと約3割ぐらい、昨日締め切ったんですが、駆け込みで69件というのが、速報値にはなりますが、130件まで伸びたということでございます。以上です。

○【関口博委員】 これがいい事業だったというふうに思うんですね。国のほうで救えないという人たちに対して、収入が20%から50%の方に対して支援するという、いいシステムだと思うんですけども、ただ、3割しか要請がなかったというのは、原因は何かというのはつかんでいますか。

○【三澤まちの振興課長】 一般質問の答弁と重なる部分があるかもしれないんですが、お問合せを頂いた皆様方の中には、50%以上落ちている月があった方が結構いらっしゃるって、市に申請されるよりも国に申請されたほうが有利ですよという案内をしていましたので、1点それはあろうかなと思いつつ、一方で国も伸びたかという、そんなに伸びてなかったというような話がありました。ですので、消化率がどうだったかというのは、あくまで見込みに対してどうだったか。見込みを多くすれば消化率が下がるので、見込みの方法によって消化率が多かったり少なかったりする、ちょっと難しい面があるので、すみません、何とも言えないところなんですけども、現状としては減少している幅が大きい方が多かったという事象はありました。以上です。

○【関口博委員】 見込みが多かったからというようなことだと思うんですけども、2つ原因があるんじゃないかなと思っております。

1つは広報が足りなかったということ。十分に広報ができなかったんじゃないかということで、知らない人が結構いたということ。

それから、もう1つ、条件が高かったというかな、ハードルが高かった。ハードルが高いというのは、令和3年の1月、2月、3月の帳簿、それから、前年の帳簿、前々年の帳簿、どちらかということなのかな、それで比較するという事なんですけれども、個人経営の人というのは、月々の帳簿ってそんなに取ってないんですよ。どういうふうにやっているかという、確定申告のためにレシートをいっぱい集めておいて、月別ぐらいに集めておいて、確定申告のときに二、三日かけてが一っつとやるわけですよ。帳簿を出せって言われると、帳簿をつけなきゃいけない。いろんなことをやって、帳簿を一生懸命つけて、確定申告と合わせて今回のものもやらなきゃいけないわけだけど、そうすると、帳簿をつけるぐらいで10万円もらうんだったらやめておこうかなというハードルが高い。つまり、本当に救うべきというか、個人経営で一生懸命やっている人たちにとって、あるいは生保なんか受けないで自分たちで頑張っていくんだという人たちにとって、帳簿を出せというのは、なかなか帳簿を作る動力がなくなるところがあって、行政のほう、当局のほうは50%以上下がった人を救ってあげるんだということで、わざわざ提出してくださいというふうにして、それで救った、そういうのもあるのだろうと思うんです。でも、本当に収入が少ない人にとってみれば、労力が多過ぎて、このあれにふさわしくなかったというのがある、それで申込みが少ないんじゃないかなというのがあると私は見ているんですけども、その辺の視点はなかったですか。

○【三澤まちの振興課長】 まず、広報に関してなんですが、令和2年度、一番最初にやった1期のときの1つのメニューに、東京都の上乗せをしたという支援金があったんです。それについては、実は消化率8割ぐらいまでいったんです。そのときと同じ広報を取っております。やれることは全て尽くす。市報もやる。ホームページもやる。今まで出してきた人たちにメールもやるということなので、メインの理由ではないのかなと感じています。

あとは、帳簿に関しては、税申告を頂く以上は、やはり帳簿はつけていただかなきゃいけないのだと思いますので、基本、具備しているという前提に立っています。国も、外国に比べて中小企業でですかね、支援が遅いというような指摘を受けて、申請のオンライン化なんていうのを検討しますという記事もありました。もしそういったことが整備されれば、ぜひ基礎自治体にもそういったシステムを使わせていただきたいななんていうふうに思っているところなんですけど、とにかく手取り早く配るには、もう皆さんに配ってしまうのが一番早いんですが、選別というようなことが入ってしまうと、どうしても弱者、どういう人なんだろうと。選別が入ってしまうと、どうしてもそういった証拠書類を、やっぱり税金でありますので求めざるを得ないというところで、そこは歯がゆいところではあるんですが、もちろん、今回第3期、もう今日から始めましたけれども、省ける書類は省いていこうよというような格好でスタッフ一同取り組んでおりますので、やれることはどんどんやっていきたいと思っております。以上です。

○【関口博委員】 省ける書類を省くというのに、その帳簿が入っているかどうか分からないんだけど、確定申告しているわけですよ、一生懸命ね。あれも大変なんだよね、やっぱり個人でやるときは。それ以外にまた帳簿をつけていくというのは、新たに作らなきゃいけないというようなことというのは非常に厳しいので、もう確定申告をやっている人は信頼して、申請があったときには出して、もし何かおかしいなと思ったときには、遡及して返してくださいというふうにすればいいかなと。そうじゃないと伸びないと思うので、広報の充実と、それから、ハードルを少し下げるということを考えていただければと思います。以上です。

○【小川宏美委員】 コロナワクチンの接種のところ、4ページです。高齢者の方の接種の状況を伺

いました。2回接種した方が21%の3,973人いらっしゃるということが分かりました。市報でも接種後の副反応の発生状況などのお知らせもしていますが、2回目接種後、国立市に報告されている副反応の状況などはあるのでしょうか。伺います。

○【黒澤生活環境部長】 現状、重篤な副反応といったことはありません。軽微なものについても特段、上がってきていないところでございます。ですから、例えば腕が痛かったとかありましても、市のほうには特に報告はされていないところでございます。

○【小川宏美委員】 分かりました。あと、人権・ダイバーシティの担当課のほうで、打てない方がいらっしゃいますし、打たない方もいらっしゃいますが、何かそれで受けた被害や差別があったというような連絡は、センシティブ情報ですから、具体的なことは全く構いませんが、そういうことは連絡が入っているのでしょうか。伺います。

○【大川健康福祉部長】 すみません、個別の案件については御答弁を控えさせていただきますけれども、国立市でもワクチンが始まるというような段階で、それを不安に思っている方のお声は実際には届いております。以上です。

○【青木健委員】 すみません、ちょっと意見だけ。ここのところでよく言われるのが、国立市、ワクチン接種順調にいったいてよかったと。また、1回打った人、2回目も終わった人、打てて非常に安心したと喜んでいます。そういう声についても十分、市報なんか載せていいと思います。どうも負の意見ばかりで、載せろという意見が多いようで、本当に市民がありがたいと思っている意見についても十分載せて、報告してあげてほしいと思います。

もう一点、先ほどキャッシュレス決済ではないんですけど、やはりこの間、大変な苦勞をして我慢を重ねてきている、そういう事業者の方もいるわけです。できればそういう方も優先していただければありがたいなということを、意見として申し上げさせてもらいたいと思います。以上です。

○【香西貴弘委員長】 ほかによろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、報告事項(1)新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況についてを終わります。

以上で本日の案件は全て終了を致しました。



○【香西貴弘委員長】 これをもって建設環境委員会を散会と致します。お疲れさまでございます。

午後1時56分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和3年6月16日

建設環境委員長

香 西 貴 弘